（外務省在ロシア日本国大使館参事官）外務事務官　田島　浩志
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房沖縄連絡室室員を命ずる
（中小企業庁長官官房総務課長）　伊吹　英明
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官を命ずる
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　内田　純夫
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室参事官を命ずる
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　清水　幹治
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（国土交通省北海道局付）国土交通事務官　小林　力
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房アイヌ総合政策室参事官を命ずる
（環境省大臣官房付）環境技官　中山　隆治
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官を命ずる
（経済産業省通商政策局通商機構部参事官（全体総括））経済産業事務官　西脇　修
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房TPP等政府対策本部交渉官を命ずる
（環境省大臣官房付）環境技官　築島　明
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官を免ずる
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　田村　政美
外務省に出向させる
内閣官房沖縄連絡室室員を免ずる
（同）同　加藤　永
国土交通省に出向させる
内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室参事官を免ずる
（東京地方検察庁検事）検事　室橋　秀紀
網田　圭亮
岸　日出夫
判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）
島田壮一郎
栢分　宏和
小野　健
髙場　大地
那波　郁香
渡部　孝彦
水木　淳
奥田　達生
西澤　瑞人
判事補兼簡易裁判所判事に任命する（各通）
宇田川公輔
舟橋　伸行
内田　暁
中村　光一
石井　芳明
丹下　将克
大畠　崇史
野村　充
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）
（富山地方裁判所判事兼富山家庭裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　原　啓一郎
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上七月一日）
（内閣府大臣官房参事官（人事課担当）（併）大臣官房参事官（総務課担当））内閣府事務官　酒田　元洋
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（七月二日）

内閣府

飯嶋　大三
願に依り休眠預金等活用審議会委員を免ずる
五島　久
休眠預金等活用審議会委員に任命する（以上六月三十日）
佐藤　洋　川西　徹　吉田　緑
香西みどり　堀口　逸子　伊藤　充
食品安全委員会委員に任命する（各通）（七月一日）
新山　陽子
規制改革推進会議委員に任命する（七月二日）

宮内庁

（管理部庭園課長）内閣府技官　河本　晃利
環境省に出向させる
（環境省大臣官房付）環境技官　築島　明
内閣府技官（管理部庭園課長）に昇任させる（以上七月一日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、六月二十九日午前十時三十九分御出門、一般社団法人アジア婦人友好会創立五十周年記念祝賀会に御臨席のため、ANAインターコンチネンタルホテル東京（港区）へ行啓、同十一時五十四分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ベラルーシ国の独立記念日につき、七月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、滋賀労働局の関係事業主を代表する者海野貴人の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年7月4日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、滋賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成30年7月13日

4　推薦書及び添付書類提出先　滋賀労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

信託兼営金融機関営業保証金取戻し公告

信託兼営金融機関営業保証金規則（平成16年内閣府・法務省令第4号）第13条第2項の規定により、次のように公示する。

1．供託者の住所氏名　東京都新宿区西新宿一丁目21番1号　株式会社新銀行東京（承継会社東京都港区南青山三丁目10番43号　株式会社きらぼし銀行）

2．代表者の氏名　取締役頭取　渡邊　壽信

3．取戻しをしようとする営業保証金の額　30,000,000円